○中国地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三原市本郷町本郷字川内四九〇一番一から同市南方一丁目二一四六番一まで	前	八・八〇～一七・五〇メートル
	後	一二・六〇～三〇・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

中国地方整備局長　福田　功

供用開始の区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三原市本郷町本郷字川内四九〇一番一から同市南方一丁目二一四六番一まで	前	八・八〇～一七・五〇メートル
	後	一二・六〇～三〇・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○北海道開発局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道岩内郡共和町国富一六番三から同町国富一五番三まで	前	二五・八六～三〇・〇〇メートル
	後	二二・三一～二六・九二キロメートル
北海道岩内郡共和町国富八二八番一地内	前	二五・四五～二八・〇〇メートル
	後	二五・四五～二六・八五キロメートル
北海道岩内郡共和町国富二一二六番二地内	前	二二・七四～二九・八六メートル
	後	二二・七四～二七・〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道岩内郡共和町国富八二八番一から同町国富七五四番三まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百七十五号	札幌市中央区北一条東一九丁目一四五番七から同市中央区北二条東二〇丁目六番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十日

人事異動

内閣

（防衛省大臣官房付）防衛書記官　前田　哲

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に併任する

内閣総理大臣秘書官事務取扱を命ずる（十二月十六日）

内閣府

菅野　和夫　　岩村　正彦
鹿野菜穂子　　鎌田　耕一　　柴田　和史
島田　陽一　　諏訪　康雄　　中窪　裕也
仁田　道夫　　野崎　薫子　　坂東　規子
藤重由美子　　山本　眞弓　　安堂　誠
石原　正喜　　牛込　昭洋　　大矢　和子
金子　詔　　後藤　公明　　子原　正明
齋尾　親徳　　佐藤　洋子　　島野　佳伸
染森　宣雄　　髙原　徹　　田中　健次
藤口　聡史　　山口　勇　　荒川　洋
石田　一夫　　岩岬　修　　大内　敦正
大山　勝也　　菰田　義憲　　佐々木　勲
鈴木　登　　中村　正武　　長谷川裕子
三木　茂　　森嶋　正治　　山口　洋子
淀　房子　　渡邉　幸一

中央労働委員会委員に任命する（各通）（十二月四日）

田邉　昌徳

預金保険機構理事長に任命する

新堀　敏彦

預金保険機構理事に任命する（以上十二月六日）

井原　理代　　大滝　精一　　石原　進

日本放送協会経営委員会委員に任命する（各通）（十二月十一日）

佐渡　賢一

証券取引等監視委員会委員長に任命する

福田　眞也　　吉田　正之

証券取引等監視委員会委員に任命する（各通）（以上十二月十三日）

軍司　育雄

預金保険機構理事に任命する（十二月十四日）

大森　淳

検事一級（最高検察庁検事）に任命する（十二月四日）

（最高検察庁検事）検事　大森　淳

辞職を承認する（十二月十五日）

外務省

（領事局政策課領事サービス室長）外務事務官　川原　英一

在マイアミ日本国総領事館総領事に昇任させる（十二月十五日）

気象庁

（東京管区気象台技術部次長）国土交通技官　畔上三代守

津地方気象台長に転任させる（東京管区気象台総務部危機管理調整官）同　本田　彰

東京管区気象台技術部次長に昇任させる（以上十二月十日）

最高裁判所

○定年退官

簡易裁判所判事塩月正人は十二月十四日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十七日ブータン国の国祭日につき、同月十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十日

金融庁長官　三國谷勝範